

令和3年12月20日
保健福祉政策部
臨時特別給付担当課

子育て世帯及び住民税非課税世帯等への臨時特別給付について

1. 主旨

令和3年12月3日の福祉保健常任委員会で報告した「子育て世帯及び住民税非課税世帯への臨時特別給付について」のうち、子育て世帯へのクーポン相当分の支給方法等については、区での検討状況を適宜議会に情報提供を行ってきたところである。

現在、国の臨時国会において、子育て世帯への臨時特別給付の5万円相当のクーポンを基本とした給付及び住民税非課税世帯等に対する給付について補正予算案の審議が行われているが、区としては国の補正予算成立後、速やかに準備を進める。

2. 国が示す給付事業の概要

(1) (仮称) 子育て世帯への臨時特別給付

児童を養育している者の年収が960万円以上※の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行う。

※扶養親族等が児童2名と年収103万円以下の配偶者の場合の目安

①令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）（以下「先行給付金」という。）：予備費（国）で対応

子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子どもについては、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を開始する。

② (仮称) 子育て世帯への臨時特別給付のうち、5万円相当のクーポンを基本とした給付：臨時国会で審議中

上記①に加え、来年春の卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる、子ども1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付（地方自治体の実情に応じて、現金給付も可）を行う。

(2) (仮称) 住民税非課税世帯等に対する給付金：臨時国会で審議中

住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。

3. 区における給付の進め方

(1) 子育て世帯への臨時特別給付

国の補正予算成立後、次の時期の給付に向けて取り組む。

【A】 令和3年9月分の児童手当の支給を受けている方で、児童手当所得制限限度額未満の方
・先行給付金5万円と同時にクーポン相当現金5万円を加え、現金10万円を年内に一括給付
【B】 平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童を養育する方で児童手当所得制限限度額未満の方（【A】に該当する方を除く。）
・12月下旬に申請書を送付し、申請・審査を経た上で1月下旬以降早期に先行給付金5万円と同時にクーポン相当現金5万円を加え、現金10万円を一括給付
【C】 令和3年10月1日以後生まれた児童を養育する方で児童手当所得制限限度額未満の方
・児童手当の認定に併せ、案内通知等の送付を行い、1月下旬以降随時先行給付金5万円と同時にクーポン相当現金5万円を加え、現金10万円を一括給付

(2) 住民税非課税世帯等に対する給付金

国の補正予算成立後、国からの通知が発出され次第速やかに事務を進める。

4. 各給付の支給額等及び事務経費（見込）*全額国庫補助（10/10）

	先行給付金	クーポン相当現金給付	非課税世帯 ※見込額
対象者数	対象児童 85,573 人 (57,000 世帯見込)	対象児童 85,573 人（見込） (約 57,000 世帯見込)	約 11 万 5 千世帯 (見込)
支給額合計	約 43 億円	約 43 億円	約 115 億円
事務経費	約 1 億 4 千万円 (内訳) 業務委託 61,000 千円 コールセンター 33,000 千円 システム改修 21,000 千円 郵便料 10,000 千円 その他 15,000 千円	約 500 万円 (内訳) 圧着通知印刷他 2,600 千円 郵便料 2,400 千円	約 3 億 8 千万円 (内訳) 業務委託 152,000 千円 コールセンター 112,000 千円 システム改修 49,500 千円 区のおしらせ（全戸配布） 10,000 千円 その他 56,500 千円

5. スケジュール（予定）

令和3年12月20日	国の補正予算成立
21日	補正予算案提案予定
24日	子育て世帯【A】現金10万円一括給付再通知送付 子育て世帯【B】現金10万円一括給付に係る申請書等送付
27日	子育て世帯【A】現金10万円一括給付
令和4年 1月下旬以降	子育て世帯【B】現金10万円一括給付 子育て世帯【C】現金10万円一括給付（随時）

※住民税非課税世帯等に対しては、国からの通知が発出され次第速やかに事務を進める。